

答申第3号

昭和58年9月17日

神奈川県知事 長洲 一二 殿

神奈川県公文書公開審査会
会 長 原 寿 雄

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

昭和58年6月18日付けで諮問された一時恩給簿全部非公開の件について、
次のとおり答申します。

1 審査会の結論

一時恩給請求者の住所及び氏名を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、一時恩給請求者の住所及び氏名を神奈川県知事が昭和58年4月19日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、神奈川県知事が「当該請求文書には氏名、現住所等特定の個人が識別される情報が含まれているため」神奈川県機関の公文書の公開に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第1号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 住所及び氏名の公開だけでは、プライバシーの侵害にならない。

イ 旧軍人軍属であつたという個人の履歴を公開しても、その人の名誉や尊厳を傷つけたりするものではなく、本人の利益にこそなれ、本人に不利益を与えることにはならない。このことは、他県において、一時恩給請求者の住所及び氏名の公開を求めてきた運動の経験から判断できる。

ウ 条例第5条第1項の規定は、非公開とすることが「できる」としていているところから、原則公開の運用の妙を残しているものである。

エ 他県及び市町村の中には、一時恩給請求者の住所及び氏名の閲覧を認めているところがある。

オ 住所及び氏名を公開することには、次に掲げる理由から、公益上の必要性がある。

(ア) 一時恩給請求者の住所及び氏名の公開を求めるのは、恩給欠格者の不公平を是正するためである。

(イ) 他の都府県においては、恩給欠格者の不公平是正のために、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を国に提出している。

このことからみても、異議申立人の行っている運動は、国全体の大きな公共性・公益性のある大福祉運動でもある。

(ウ) 国においても、恩給欠格者の不公平是正のために、戦後処理問題に関する懇談会を総理府に設置し、昭和57年度及び昭和58年度に調査検討費を予算計上して、恩給欠格者の不公平是正に真剣に取り組んでいる。

3 実施機関の職員（民生部援護課長）の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、一時恩給請求者の住所及び氏名を非公開とした理由は、次のとおりである。

- (1) 一時恩給請求者の住所及び氏名は、一時恩給を請求した者、すなわち、一時恩給を受給したという個人の収入に関する情報（ただし、一時恩給簿には、県を経由して請求はしたが国において給付の決定がなされなかつた者も若干含まれている。）及び旧軍人軍属であったという個人の履歴に関する情報であり、しかも、一時恩給請求者の住所及び氏名ということから、特定の個人が識別できるものであり、条例第5条第1項第1号に該当する情報である。
- (2) 条例第5条第1項第1号の規定により非公開とすることができる「個人に関する情報」は、プライバシーであるかどうかを問わないものであるが、人によっては、過去において、軍人であったことを他人に知られたくないと思う者もいる。
- (3) 「個人に関する情報」であっても例外的に公開することができる情報は、条例第5条第1項第1号ただし書ア、イ及びウに規定されているが、一時恩給請求者の住所及び氏名は、そのいずれにも該当しない。
- (4) 条例第5条第1項第1号ただし書ウの規定により、公益上の観点から公開することができる情報は、法令の規定により行われた許可等に際して、作成し、又は取得した情報で、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から公益上公開すべき積極的な理由が強い情報と解すべきである。したがって、異議申立人が主張する公益上の必要は、同号ただし書ウに該当しない。

4 審査会の判断理由

- (1) 一時恩給請求者の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものである。したがって、一時恩給請求者の住所及び氏名は、条例第5条第1項第1号の規定により非公開とすることができる情報であると認められる。
- (2) 条例第5条第1項第1号に規定する個人に関する情報であっても、公開することができる情報が、同号ただし書ア、イ及びウに規定されている。一時恩給請求者の住所及び氏名が、同号ただし書ア及びイに該当する情報でないことは明らかである。そこで、一時恩給請求者の住所及び氏名が同号ただし書ウに該当する情報であるかどうかが問題となる。当審査会は、一時恩給請求者の住所及び氏名が同号ただし書ウに該当しないものであると判断する。

条例は、公文書の閲覧等の請求に当たっては、その閲覧等の請求の目的を問わないものとしている。これは、請求者が主張する閲覧等の請求の目的のいかんによって、公開・非公開の判断に差を設けないという趣旨である。したがって、同号ただし書ウに規定する「公開することが公益上必要」であるかどうかは、公開を求められている公文書に記録されている情報の内容及び性格の上から、判断すべきである。この見地から、一時恩給請求者の住所及び氏名を公開することの公益上の必要と、特定個人の利益保護とを比較衡量すると、当審査会は、一時恩給請求者の住所及び氏名を公開すべきほどの公益上の必要はないものと認める。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
昭和 58. 6. 18 (第 4 回 審 査 会)	○ 諮 問
58. 7. 16 (第 6 回 審 査 会)	○ 異 議 申 立 人、補 佐 人 から 意 見 の 聴 取
58. 7. 25	○ 実 施 機 関 の 職 員（民 生 部 援 護 課 長）に 非 公 開 理 由 説 明 書 の 提 出 要 求
58. 8. 3	○ 非 公 開 理 由 説 明 書 の 受 理
58. 8. 8	○ 異 議 申 立 人 に 非 公 開 理 由 説 明 書 を 送 付
58. 8. 17	○ 非 公 開 理 由 説 明 書 に 対 す る 意 見 書 の 受 理
58. 8. 19 (第 7 回 審 査 会)	○ 異 議 申 立 人、補 佐 人 から 意 見 の 聴 取 ○ 実 施 機 関 の 職 員（民 生 部 援 護 課 長 ほか）か ら 非 公 開 理 由 説 明 の 聴 取 ○ 審 議
58. 9. 3 (第 8 回 審 査 会)	○ 審 議
58. 9. 17 (第 9 回 審 査 会)	○ 審 議

神奈川県公文書公開審査会委員名簿

(昭和 58. 4. 1 委嘱)

氏 名	現 職	備 考
黒羽 亮一	日本経済新聞社論説委員	
原 寿雄	共同通信社常務理事	会 長
堀部 政男	一 橋 大 学 教 授	会長職務代理者
若杉 明	横浜国立大学教授	
渡辺 保男	国際基督教大学学長	

(昭和 58. 9. 17 現在) (五十音順)